

第1号議案

平成26年度使用府立学校教科用図書採択について

平成26年度使用府立学校教科用図書採択について別添により審議の上、定める。

平成25年8月30日

大阪府教育委員会

<参 考>

[趣 旨]

平成26年度使用府立学校教科用図書採択について諮る件

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育委員会の職務権限）

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

一 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、特に重要と認められる事項に関すること。

平成26年度使用教科用図書(教科書)の選定と採択について(案)

■ 経過

- ・ 5月17日(金) 教育委員会会議において「平成26年度使用府立学校教科用図書採択要領及び平成26年度使用高等学校用教科用図書選定の手引き」(別紙①)について、(会議で指摘のあった箇所について)「修正することを教育長に一任して、決定。」とした。
- ・ 7月9日(火) 実教出版の教科書「高校日本史A(日A302)」「高校日本史B(日B304)」の記述について「一面的なもの」との見解を校長、准校長に示す(メール本文(別紙②)を发出)。
- ・ 5月17日の議案に際して、検定教科書の全冊調査など、事務局として必要な調査をしておらず、誤った情報に基づいて提案・決定したことが判明したため、採択手続きについて、再度、教育委員会の判断が必要となった。

■ 採択手続に関する関連法規

関係法規

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取り扱いに関すること

○教科書発行に関する臨時措置法施行規則

第14条 都道府県の教育委員会は、前条の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

■ 検討事項1 【採択手続の再検討】

① 採択権者をだれにするのか?

- ・ 府教育委員会が採択するのが原則。
- ・ 校長に採択権限を委任することは可能か?

(文部科学省は、「違法とは言えないが、採択は教育委員会の権限と指導してきており、校長への採択権限の委任は望ましくない」との見解)

(仮に、校長に委任する場合、権限と責任の適正な分配の観点から、報道機関や議会に対する説明責任も各校長の負担とすべきということになる)

② 採択権者は教科書の記述内容を調査研究すべきである。その方法については、

例) ・ 採択対象となる教科書を調査研究する。

③ 採択手続(府教育委員会が採択を行う場合/以下は選択的な例示)。

- 例)
- (a) 府教育委員会が対象となる教科書を予め調査しておく(最初から除外はしない)。その上で、学校の選定理由を確認し、採択する
 - (b) 府教育委員会が不適切な教科書を事前調査を経て選定対象から除外しておく。提示された教科書から学校が選定し、これを府教委が採択する
 - (c) 学校に複数の教科書を選定させ、府教委が採択する(大阪府教育委員会の平成27年度教科書採択方針)
 - (d) 府教育委員会がすべての教科書を選定し、採択を行う(学校は選定に関与しない)
 - (e) 第三者機関に選定を委託し、その結果を府教委が参考にした上で採択する(学校は選定に関与しない)

■ 検討事項2 【今年度の採択について】

府教育委員会は、全冊（528冊）調査を事前に調査しておく。その後、各府立学校が府教委に提出する教科書選定結果を府教委が総合的に判断し、使用することが適当と認めた教科書を採択する→上記（a）案

① 府教育委員会事務局の調査の結果、「課題がない」と事務局が判断したもの（528冊中435冊）
選定理由書を確認し、特に問題がない場合には、選定された教科書を採択する。

② 府教育委員会事務局の調査の結果、「課題があるかないかの判断を今後教育委員会が行うべき」と事務局が判断したもの（528冊中91冊）
別途教育委員により検討。

③ 課題があると認められた教科書の扱いについて（528冊中2冊）

→ 実教出版の教科書「高校日本史A（日A302）」「高校日本史B（日B304）」の記述（別紙③）が一面的であり、課題があると判断されるか？
判断される場合、対応策の検討が必要。

対応案1 採択しない。

- ・当該校に対し、再選定を指示。
- ・学校が改めて選定した教科書について、採択の可否を決定。

対応案2 教科書の記述を補完するための具体策を府教委が各学校に実行させることを条件に、課題のある教科書の使用を認める。

- ・ただし、上記の具体策をもってしても補完できないと判断される選定理由書を提出した学校については不採択とする。

■ 検討事項3 【課題がある教科書のうち、昨年度以前に採択されており、現在使われている教科書の扱いについて】

平成26年度使用府立学校教科用図書採択要領

大阪府教育委員会

平成26年度に府立学校において使用する教科用図書の採択は、府立高等学校及び府立支援学校高等部については別添1、府立支援学校小学部・中学部については別添2により行うものとする。

なお、その際、各府立学校においては、下記に留意すること。

記

1 教科用図書の調査研究について

- (1) 校長は、教科用図書の調査研究を十分に行い選定すること。その際、公正な選定をするため、教科書の編集者・著作者が選定に関与することのないよう配慮すること。また、各学校に置かれている学校協議会など、より広い視野からの意見も参考にしよう努めていくこと。
- (2) 選定にあたっては、平成25年4月18日付け教委小中第1162号通知を参考にし、府立高等学校及び府立支援学校高等部については、別に提示する教科用図書選定の手引きや、教科書展示会等も活用して学習指導要領に基づき教科用図書の調査研究を行うこと。
- (3) 府立支援学校小学部、中学部にあつては、上記(1)、(2)に加えて、平成25年4月24日付け教委小中第1228号通知による「基本事項」のうち、以下の項目に留意すること。

「3 府立の義務教育諸学校（支援学校の小・中学部）における選定について

- (1) 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。
- (2) 障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。
- (3) 一般図書（特別支援学校・学級用）の選定に当たっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が平成22年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び府教育委員会が平成23年度に提示した中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定す

る場合には、府教育委員会が別に提示する附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。」

- (4) 府立支援学校高等部で使用する教科用図書の選定にあたっては、教育課程との結びつき等について十分調査、検討し、高等学校用の文部科学省著作教科用図書、文部科学大臣検定教科用図書等の適切な教科用図書等を選定すること。

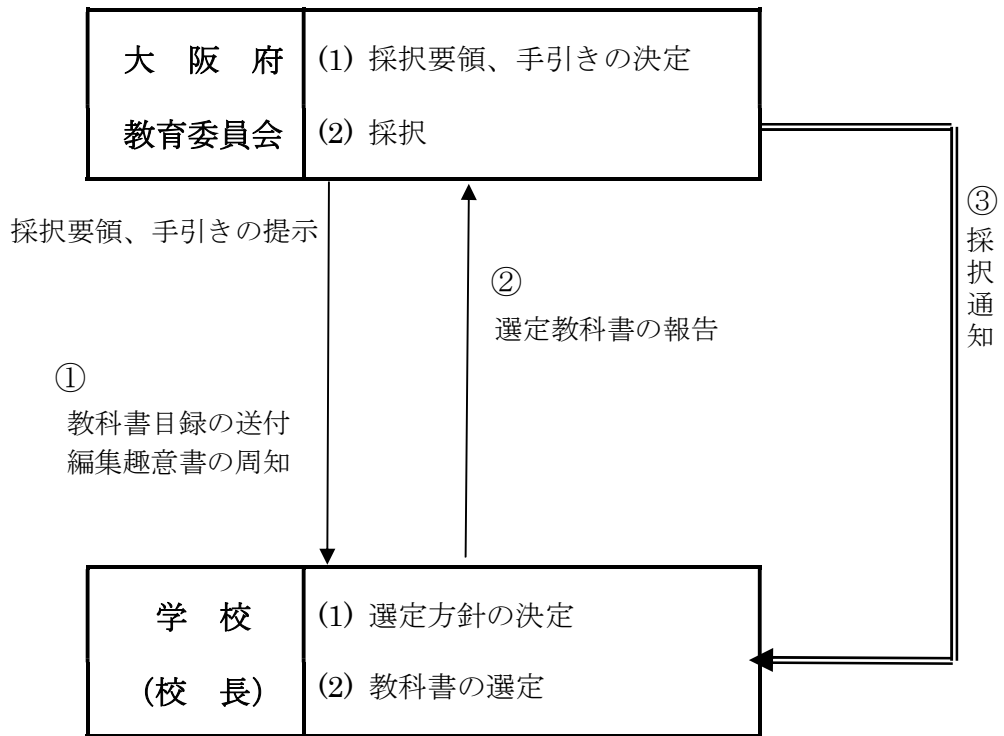
高等学校用の文部科学省著作教科用図書及び文部科学大臣検定教科用図書以外の図書を教科用図書として選定する場合は、生徒の障がいや発達の状況を勘案し、単に教材として有益適切というだけではなく、教科・科目の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

なお、高等部の教科用図書は文部科学省の特別支援教育就学奨励費の対象となるので、平成24年6月発行の「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」の「2. 対象となる経費の範囲及び算定等について(1)教科用図書購入費」記載内容に十分留意すること。

2 教科用図書の選定について

校長は、調査研究の報告等を参考に、教科用図書を選定し、別に定める様式(選定報告書、選定理由書、選定一覧表及び選定理由一覧表)により、教育委員会に報告すること。

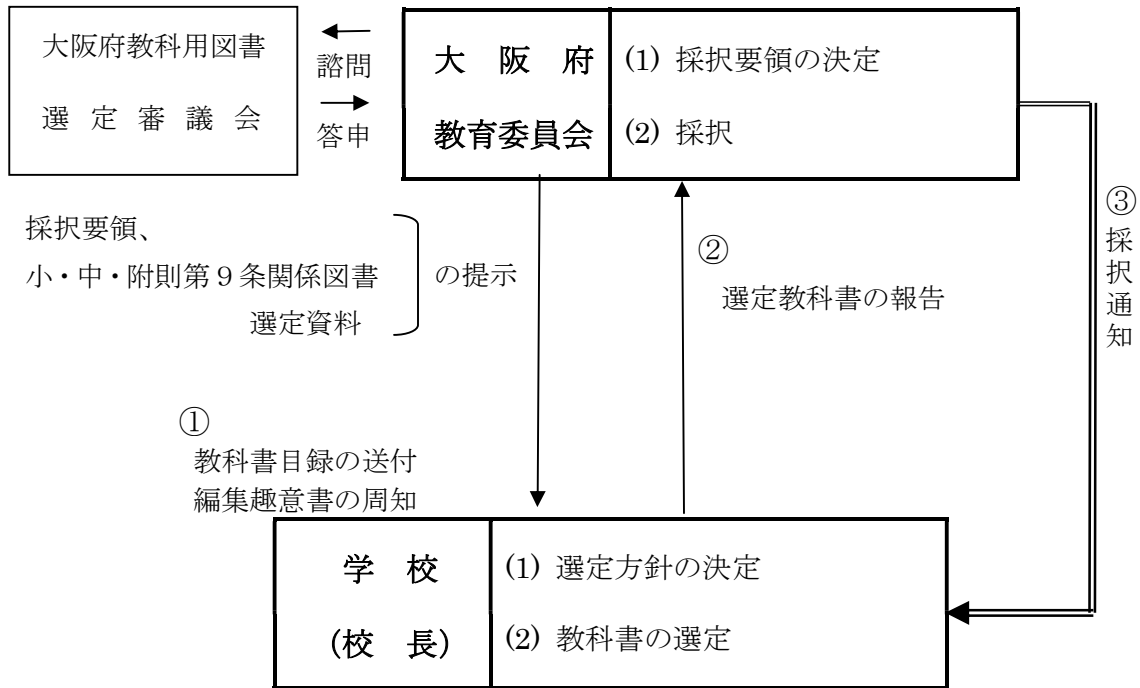
＜府立高等学校及び府立支援学校（高等部）教科書採択の仕組み＞



- 【教科書の選定にあたっての遵守事項】**
- (1) 学習指導要領と教育課程に基づいて選定すること。
 - (2) 学校教育目標、生徒の状況等をふまえること。
 - (3) 適切な教科書を選定するため、十分に比較検討し、調査研究を行うこと。
 - (4) 学校協議会など外部の意見を聴取すること。

別添2

＜府立支援学校（小・中学部）教科書採択の仕組み＞



【教科書の選定にあたっての遵守事項】

- (1) 学習指導要領と教育課程に基づいて選定すること。
- (2) 学校教育目標、生徒の状況等をふまえること。
- (3) 適切な教科書を選定するため、十分に比較検討し、調査研究を行うこと。
- (4) 学校協議会など外部の意見を聴取すること。

平成26年度使用高等学校用

教科用図書選定の手引き

平成25年5月

大阪府教育委員会

教科書選定に当たっての基本的留意事項

1 教科書の使用義務

教科書とは、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材であり、その使用義務については学校教育法第34条で小学校について定められており、同法第62条で高等学校にも準用されている。したがって、教育課程に基づく授業を進める際には、教育水準の維持向上や適正な教育内容の維持、授業技術上の有効性等から、教科書を主たる教材として使用しなければならない。

2 教科書の採択

文部科学省検定済教科書は、通常、1種目について数種類発行されているので、これら複数発行されているものの中から、学校で使用する教科書を決定する必要がある。このように、1種類の教科書を選び出す行為を採択といい、府立学校で使用する教科書の採択は府教育委員会が行うこととなっている。

したがって、府教育委員会が採択を行うに当たり、各学校においては校内に教科用図書選定調査委員会を設け、教育課程の計画に基づき、文部科学大臣が作成した「教科書目録」に記載されているものの中から、種目ごとに適切な教科書を選定すること。

なお、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書がない場合には、学校教育法施行規則第89条の規定により、他の適切な教科用図書を使用できることとなっているので、「大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則」第7条の規定に基づき、あらかじめ、書名、定価等を教育委員会に届け出ること。

3 府立学校教科用図書採択要領の遵守

各府立学校の教科用図書を適正かつ公正に採択するため、選定にあたっては採択に関する必要な事項を定めた府立学校教科用図書採択要領を遵守すること。

4 採択の公正確保

教科書の採択結果は発行者の利害に直結しているため、発行者による過大な勧誘や宣伝行為が行われることも多く、このことは教科書の質的低下を招いたり、教科書の適正な価格の維持に悪影響を与えたりすることになりかねない。

また、そのような勧誘や宣伝行為に影響されたり、その疑いをもたれることは、教育関係者に対する府民の信頼を失わせることとなる。

教科書の採択は、教科書の内容についての十分な調査研究を基礎として行うべきものであるので、学校においては、教科書見本本や編集趣意書等を十分に活用して、使用教科書の選定を行うこと。

公正確保のための規制には、独占禁止法に基づく公正取引委員会の一般指定、文部科学省の諸規制及び社団法人教科書協会の申し合わせがある。

(1) 独占禁止法による規制

発行者が適正な範囲で宣伝活動を行うよう、公正取引の確保の見地から独占禁止法による規制が行われている。具体的には、他社の教科書の中傷・誹謗や採択に際しての不当な利益供与が「不公正な取引方法」（いわゆる一般指定）により禁止されている。

(2) 文部科学省による指導

文部科学省は、上記の規制を踏まえ、公正な採択が確保されるよう、発行者だけでなく採択関係者に対しても指導を行っている。具体的な施策としては次のようなものがある。

- 見本は、一定の制限部数の範囲内で高等学校へ送付できる（新たに検定を経た教科書に限り各1部）こととするが、教師用指導書及び検定申請書（いわゆる白表紙本）の献本等は一切禁止する。
- 発行者が主催し又は関与する講習会、研修会等の開催は禁止する。
- 文部科学省が教科書編集趣意書を集録作成し、同省のホームページに掲載する一方、発行者が、教科書又は教師用指導書と記述内容やページ数等を勘案して類似していると考えられる内容見本又は解説書等を作成・配付することを禁止する。
- 採択関係者に影響力を有する教職関係者等を宣伝活動に従事させることを禁止するとともに、教科書の編集者・著作者が採択に関与することを排除する。

(3) 教科書業界の自主規制

教科書業界において、公正確保に関する諸規則が円滑に実施されるよう、教科書発行者、教科書供給業者等により、「教科書公正取引協議会」が設立され、「教科書公正取引実施細則」を定めている。

社団法人教科書協会も、平成19年1月、「教科書宣伝行動基準」を定めている。

具体的内容については、文部科学省からの通知文「平成26年度使用教科書の採択について（通知）」及び社団法人教科書協会の「教科書宣伝行動基準」を参照すること。

5 各教科の使用教科書の選定

各教科における使用教科書の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

- 生徒の実態に即した学習指導の在り方等について共通理解を図り、学校としての選定方針を明確にすること。
- 人権尊重の立場に立って、偏見や差別意識を助長する表記・表現、挿絵、写真等がないかどうかについて各教科書の内容を十分に調査すること。
- 「教科書選定に当たっての基本的留意事項」、「教科書選定に当たっての調査項目とその留意事項」を参考として、教科担当者全員による協議の上、選定すること。

6 教科書の恒常的な調査・研究

学校における教科書の調査・研究は、使用教科書の選定時のみに限定することなく恒常的に行い、次年度以降の選定に生かすこと。

また、不適切な箇所を発見した場合は、速やかに府教育委員会へ報告すること。

教科書選定に当たっての調査項目とその留意事項

国 語

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、注などには、程度が高すぎるどころ、または低すぎるところがないこと。
- (3) 文章が生徒の言語の発達段階に適応していること。
- (4) 教科及び科目の目標とする能力及び態度、特に、生徒の自ら学ぶ意欲と思考力、判断力、表現力を育成する上で適切な創意工夫が認められること。

2 選択・扱い

- (1) 現代文及び古典における話題や題材の選択及び扱いが適切であり、創意工夫が認められること。
- (2) 学習する上の配慮による表現内容の変更は最小限にとどめ、原則として、原作を尊重していること。
- (3) 異本や異版のある作品については、適切な配慮がされていること。
- (4) 本文、手引き、問題、挿絵、写真、注などが精選されていること。
- (5) 話題や題材が、生徒の生活や経験及び興味や関心に対して配慮されていること。また、十分配慮なしに他教科にわたる専門的な知識を扱っていないこと。
- (6) 心身の健康や安全について、また健康な情操の育成について、必要な配慮がされていること。
- (7) 基礎的・基本的事項の理解や習得の徹底を図る上で、適切な創意工夫が認められること。

3 構成・排列

- (1) 現代文における評論、随想、小説、詩、短歌、俳句等、古典における時代及び物語、随筆、説話、和歌、俳諧等、話題や題材の排列が全体として適切であり、不統一や無用の重複がないこと。
- (2) 本文、注などの排列や関連が適切であり、挿絵、写真、注などの位置及びこれらと本文の関連が適切であること。
- (3) 基礎的な事項については、反復練習の機会が適切に与えられていること。
- (4) 分量及び配分が適切であること。
- (5) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身につけることができるように学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項(「発展的な学習内容」)を取り上げる際に、生徒の負担過重とならないよう適切な配慮がされていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 本文、注などに誤りや不正確なところ、また相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 語句や文章の表現が不明確であることから、生徒がその意味を理解することに困難であったり、誤解したりするおそれのあるところがないこと。
- (3) 一面的な見解だけを、十分な配慮なく取り上げているところがないこと。
- (4) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号などの表記が適切であり、これらに不統一がないこと。
- (5) 特に人権尊重教育を推進する観点から不適切な教材や表記・表現がないこと。

地理歴史

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、注、写真、図表等が生徒の心身の発達段階に適応しており、程度が高過ぎることなく、基本的な事項・事柄が取り上げられていること。

2 選択・扱い

- (1) 話題や題材の選択及び扱いが、生徒に興味・関心をもたせるよう適切な創意工夫がなされていること。
- (2) 政治や宗教の扱いが公正であり、特定の政党や宗派、またはその主義や信条に偏っていないこと。
- (3) 特定の事項・事柄を強調しすぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていないこと。
- (4) 主題を設定して追究したり、諸資料や地域の特色を調査したりする活動については、生徒が自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がなされていること。

3 構成・排列

- (1) 学習指導要領に示す標準単位数、「内容」及び「内容の取扱い」に照らして、全体の分量及びその配分が適切であること。
- (2) 内容が網羅的・羅列的ではなく精選されていること。
- (3) 学習指導要領に示す「内容の取扱い」に照らして、選択して学習することができるよう配慮がなされていること。
- (4) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身につけることができるように学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項（「発展的な学習内容」）を取り上げる際に、生徒の負担過重とならないよう適切な配慮がなされていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 内容に誤りや不正確な箇所がないこと。
- (2) 漢字、仮名遣い、送り仮名、用語等の表記が適切であって統一されていること。
- (3) 文章、図表等について、人権尊重の観点から配慮がなされていること。
- (4) 平易・簡潔な文章で表現され、印刷が鮮明であること。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 内容が最近の学問的成果を反映したものであること。
- (2) 基礎的・基本的事項の理解と習得の徹底を図る上で、適切な創意工夫がなされていること。
- (3) 近隣諸国との間で起こった近現代の歴史的事象の扱いに、国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていること。
- (4) 著作物・資料等を引用する場合は、評価の定まったものや信頼度の高いものを用い、原典の表記を尊重していること。

公 民

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、注、写真、図表等が生徒の心身の発達段階に適応しており、程度が高過ぎたり低過ぎたりせず、基礎的・基本的な内容が取り上げられていること。

2 選択・扱い

- (1) 生徒の知的な興味・関心を引き起こすよう題材が適切に選択され、扱われていること。
- (2) 政治や宗教の扱いが公正であり、特定の政党や宗派、またはその主義や信条に偏っていないこと。
- (3) 特定の事柄を強調しすぎていたり、一面的な見解を配慮なく取り上げていないこと。
- (4) 未確定な時事的事象について断定的に記述されていないこと。
- (5) 調べる活動等については、生徒自ら活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。
- (6) 学習指導要領の中で示されている課題などについては、すべてを取り上げ、選択して学習することができるよう配慮がされていること。

3 構成・排列

- (1) 学習指導要領に示す標準単位数、「内容」及び「内容の取扱い」に照らして、全体の分量及びその配分が適切であること。
- (2) 内容が網羅的・羅列的ではなく精選されていること。
- (3) 基礎的・基本的な事項が適切に排列されていること。
- (4) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身につけることができるように学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項（「発展的な学習内容」）を取り上げる際に、生徒の負担過重とならないよう適切な配慮がなされていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 内容に誤りや不正確な箇所がないこと。
- (2) 漢字、仮名遣い、送り仮名、用語等の表記が適切であって、統一されていること。
- (3) 文章、図表等について、人権尊重の観点から配慮がなされていること。
- (4) 平易・簡潔な文章で表現され、印刷が鮮明であること。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 内容が最近の学問的成果による検証に耐え得るものであること。
- (2) 基礎的・基本的事項の理解と習得の徹底を図る上で、適切な創意工夫がなされていること。
- (3) 近隣諸国との間で起こった近・現代の歴史的事象の扱いに、国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていること。
- (4) 著作物・資料等の引用については、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いていること。また、史料又は法文を引用する場合には、原典の表記を尊重していること。

数 学

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 説明の方法が適度に具体的かつ簡明であり、生徒にふさわしい程度に厳密で、数学的な直観力とともに論理性が養われるよう創意工夫されていること。

2 選択・扱い

- (1) 題材の選択において、生徒の興味・関心を高める配慮がなされており、生徒の自主的・自発的な学習を指導するのに適切であること。
- (2) 題材の扱いにおいて、導入、説明文、例題、問題などが十分に精選されており、生徒の意欲を喚起し主体的な学習を促すとともに、生徒の多様な理解力に対応して指導するのに適切であること。

3 構成・排列

- (1) 全体として系統的・発展的に構成されており、各章の説明文、例題、問題などの排列や関連が適切であること。
- (2) 基礎的・基本的な事項の理解や習得の徹底を図る上で、重要事項のまとめや反復練習の機会が適当に与えられていること。
- (3) コンピュータを利用する題材については、生徒の興味・関心及び学校備え付け機器に応じた取捨選択が容易であること。
- (4) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 本文、問題、図、数表などに誤りや不正確なところ及び相互に矛盾しているところがないこと。また、人権尊重の立場からみて、表記・表現に配慮がなされていること。
- (2) 内容には、生徒がその意味を理解するのに困難であったり、誤解したりするおそれのある表現がないこと。
- (3) 漢字、送り仮名、用語、記号、計量単位などの表記が適切であり、これらが統一されていること。

理 科

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、観察、実験、実習、考察、探究活動、課題研究及び問題などは、生徒の興味・関心、能力、適性からみて、程度が適切であること。
- (3) 挿絵、写真、図、表などは、生徒の興味・関心、能力、適性からみて理解しやすいものとなっていること。

2 選択・扱い

- (1) 生徒の興味・関心、能力、適性からみて、程度が適切であり理解しやすいものとなっていること
- (2) 教科及び科目の目標とする能力や態度、特に科学的な見方や考え方を育成する上で適切な創意工夫が認められること。
- (3) 生命の尊重や自然環境の保全に関する態度の育成について配慮されていること。
- (4) 本文、観察、実験、実習、考察、問題などが精選されていること。また、挿絵、写真、図、表などは生徒にとってわかりやすいものが用いられ、量的にも適切であること。
- (5) 観察、実験、観測、飼育、栽培などが、身近な材料、自然などを利用できるように配慮されていること。
- (6) 探究活動や課題研究は、生徒の興味・関心、能力、適性、進路に配慮され、生徒の生活、経験や学校の実態にも応じていること。
- (7) 定数、実験値、統計などの資料は適切なものが選ばれていること。
- (8) 実験、観察、実習、調べる活動などに関するものについては、生徒自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。
- (9) 実験及び観察における作業の安全について適切な配慮がされていること。

3 構成・排列

- (1) 全体として系統的・発展的に構成されていること。
- (2) 本文、観察、実験、実習、調べる活動、考察、探究活動、問題などの排列や関連が適切であること。
- (3) 学習指導要領に示す内容に照らして排列が適切であり、学習指導要領に対応する授業時数で、ゆとりをもって指導できる分量であること。
- (4) 実験及び観察については、学習指導要領に示す目標、内容及び内容の取扱いに基づき、学習内容と一体のものとして扱われていること。
- (5) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身につけることができるように学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項（「発展的な学習内容」）を取り上げる際に、生徒の負担過重とならないよう適切な配慮がなされていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 本文、観察、実験、実習、考察、探究活動、課題研究、問題、挿絵、写真、図、表などは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
- (2) 語句、文章、挿絵、写真、図、表などが、人権尊重の立場に立って適切なものであること。また、環境教育、国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていること。
- (3) 一面的な見解だけを取り上げていないこと。

保 健 体 育

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、挿絵、写真、注、図、表などは、生徒の実態に応じ理解しやすいものとなっていること。
- (3) 図書の内容は、生徒の心身の発達段階に適応しており、また、心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いているところはないこと。

2 選択・扱い

- (1) 学習を進める上で必要な挿絵、写真、注、図、表などが精選されていること。
- (2) 統計資料などは、現代の社会生活や科学技術の進歩に対応した最新のもので、かつ信頼度の高いものであること。

3 構成・排列

- (1) 「体育」と「保健」を密接に関連させ指導できるよう記述していること。具体的には、「体ほぐしの運動」(体育)と「精神の健康」(保健)、水泳(体育)と応急手当(保健)等に関連させていること。
- (2) 「体育」(体育理論)については、豊かなスポーツライフの設計と実践について理解を深めるための理論と実践の一体化を図るとともに、各運動領域の内容と密接な関連を持たせ、具体的に理解しやすい構成となっていること。
- (3) 「保健」については、学習指導要領の内容に示す3項目における不必要な重複をさけるとともに、健康の保持増進のための的確な思考・判断に基づいた、適切な意思決定ができる実践力の育成を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てることができるよう構成されていること。
- (4) 全体として系統的・発展的に構成されていること。
- (5) 本文、注などの排列や関連が適切であり、挿絵、写真、図、表などの位置及びこれらと本文との関連が適切であること。
- (6) 学習指導要領に示す標準単位数に対応する授業時数で、ゆとりを持って指導できるものであること。
- (7) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 文章、図表等については人権尊重の配慮がなされていること。特に、特定の疾病や障がい者問題などには、偏見や差別意識を助長する表記、表現、挿絵、写真などが無いこと。
- (2) 図、表、統計資料などは、引用されているものについてはその出典・年度が明記され、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いていること。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 教科及び科目の目標を達成する上で適切な創意工夫が認められること。
- (2) 内容の精選が十分なされており、基礎的・基本的事項の理解や習得の徹底を図る上で適切な創意工夫が認められること。

芸術（音楽）

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 表現及び鑑賞のための教材には、生徒の興味・関心、能力について配慮がなされていること。
- (3) 説明文、挿絵、写真などが理解しやすいものとなっていること。

2 選択・扱い

- (1) 教材の選択及び扱いには、生徒の興味・関心、能力等に応じた指導ができるよう配慮がなされていること。
- (2) 学習指導を進める上で必要な説明文、挿絵、写真などが、いたずらに網羅的、羅列的になることなく、精選されていること。
- (3) 生徒の生活や経験及び興味・関心に対する配慮がなされており、自主的、自発的な学習をする上で適切であること。
- (4) 地域的、時代的な選択について配慮がなされていること。
- (5) 特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるような扱いがなされていないこと。

3 構成・排列

- (1) 全体として系統的、発展的に組織されており、教材及び説明文などの排列や関連が適切であること。
- (2) 構成及び排列において、不統一や無用の重複をさけ、全体の分量及び配分が適切であること。
- (3) 挿絵、写真などは、教材や説明文と適切に関連付けて扱われていること。
- (4) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 楽譜、歌詞、説明文などに、誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 文章表現や挿絵などに、冗長さや粗雑さがないこと。また、楽譜、漢字、用語などの表記は適切であり、これらに不統一がないこと。
- (3) 文章、歌詞、説明文、挿絵、写真などが人権尊重の観点から十分な配慮がなされていること。
- (4) 説明文、歌詞の表現が適切であること。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 日本の伝統音楽を含む多様な音楽文化について、理解を深めることができる内容であること。

芸 術（美術・工芸）

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 表現及び鑑賞のための教材が、生徒の発達段階に適応しており、基礎的・基本的な内容が取り上げられていること。
- (3) 本文、注、写真、図版などは、生徒の興味・関心、能力に配慮がなされており、わかりやすいものとなっていること。

2 選択・扱い

- (1) 作例、技法例、参考作品、鑑賞作品、解説文、説明図などは精選されているとともに学習指導上不適切などところがないこと。
- (2) 作例、技法例、参考作品、鑑賞作品、解説文、説明図などにおいて、生徒の生活や経験及び興味・関心に対する配慮がなされていること。また、生徒の自ら学ぶ意欲と思考力、創造力、表現力を育成する上で適切な創意工夫が認められること。
- (3) 参考作品、鑑賞作品、解説文、説明図などは、特定の地域・時代及びジャンルに偏らず選択がなされていること。
- (4) 特定の営利企業などの宣伝や非難になるおそれがないこと。

3 構成・排列

- (1) 全体として系統的・発展的に構成され、説明文、作例、参考作品及び鑑賞作品の排列や関連が適切であること。
- (2) 学習指導要領に示す標準単位数と、内容及び内容の取扱いに照らして、全体の分量及びその配分が適切であること。
- (3) 内容が網羅的・羅列的でなく、精選され、有機的に構成されていること。
- (4) 材料・用具の選択及び扱いには、学習を進める上で不適切などところはないこと。
- (5) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 本文、注釈などに誤りや不正確などところがないこと。また、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 文章は冗長、稚拙でないこと。また、写真、挿絵、図版などが粗雑でないこと。特に色彩の再現性については、可能な限り正確を期していること。
- (3) 人権尊重の観点から不適切な表記・表現がないこと。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 「美術Ⅰ」及び「工芸Ⅰ」においては、中学校での学習との関連に配慮して、基礎的・基本的事項を中心に構成していること。
- (2) 日常、身の回りにあるものと美術、工芸との関連に興味をもたせるよう工夫がなされていること。
- (3) 鑑賞教育において、東洋美術史と西洋美術史の変遷が比較しやすいように配慮していること。
- (4) 日本の美術の歴史や表現の特質、日本及び諸外国の美術文化について理解を深めることができるよう配慮がなされていること。

芸 術（書 道）

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 臨書・鑑賞教材は、原則として歴史的に評価の定まったもののうち基礎的・基本的なもので、手本、作例、解説文、説明図などとともに生徒の発達段階に適切に対応しており、その能力からみて程度が高すぎるところはないこと。

2 選択・扱い

- (1) 教材の選択及び扱いが適切であり、特定の書風や時代に偏ることなく、学習の目標に沿ったものであること。また、漢字の筆順は、原則として一般に通用している常識的なものによっていること。
- (2) 「書道Ⅰ」については、小・中学校における「書写」との関連を考慮するとともに、「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」への発展の基礎を養うよう工夫されていること。また、手本、臨書教材については基礎的・基本的なものを精選していること。
- (3) 生徒の生活や経験及び興味・関心に対する配慮や工夫がなされており、生徒の主体的な学習態度を育成する上で適切であること。
- (4) 書道史、書論、用具・用材などの学習についても適切な扱いがなされていること。
- (5) 企業や団体などの宣伝や批判になるような扱いがなされていないこと。

3 構成・排列

- (1) 全体として系統的・発展的に構成・排列されていること。
- (2) 学習指導要領に示す標準単位数、目標、内容及び内容の取扱いに照らして、全体及び各指導事項の分量とその排列が適切であること。
- (3) 臨書・鑑賞教材、手本、作例の排列及び分量が適切で、生徒の意欲の喚起や主体的な学習態度の育成がスムーズに行えるような工夫があること。
- (4) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 解説文などに誤りや不明確な表現がなく、また、評価の定まっていない説を安易に取り上げていないこと。
- (2) 用語は、学習指導要領並びに学習指導要領解説に準拠したものであること。
- (3) 文、図版、写真などが人権尊重の観点から十分な配慮がなされていること。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 書を積極的に鑑賞するとともに、生活に生かす態度を育成できる工夫がなされていること。
- (2) 難解な書道用語や固有名詞について、ふりがなを付けるなど、生徒が正しく認識できるよう十分な配慮がなされていること。また、異体字の取扱いについても十分な配慮がなされていること。
- (3) 書を通じて、日本の文化及び日本の文化に強く影響を与えた国々の文化と歴史を正しく理解できる内容であること。
- (4) 鑑賞作品などには、必要に応じて元号及び西暦を併記していること。

外国語

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 題材として、その外国語を日常使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化や自然科学などに関するものが変化をもたせて排列され、その内容が生徒の心身の発達段階に適応しており、その能力からみて程度が高すぎるところがないこと。

2 選択・扱い

- (1) 学習指導要領に照らして不適切なところ、その他生徒が学習する上に支障を生じるおそれのあるところがないこと。
- (2) 政治や宗教の扱いが公正であり、特定の事象、事項、分野などに偏っていないこと。
- (3) 特定の事項を強調しすぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なしに取り上げていたりするところがないこと。

3 構成・排列

- (1) 全体として系統的・発展的に構成・排列されていること。
- (2) 各科目において、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養うのにふさわしいものであること。また、文法については、言語活動と効果的に関連付けて取り上げること。
- (3) 「コミュニケーション英語基礎」は、中学校における学習内容を定着させ、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」という4技能の基礎を固めるのにふさわしいものであること。
- (4) 「コミュニケーション英語Ⅰ」、「コミュニケーション英語Ⅱ」については、4技能の総合的な育成を図り、聞いたり読んだりして得た情報や考えなどを的確に理解したり、自分が伝えたい情報や考えなどを受け手に対して適切に伝えたりする基礎的な能力を養うため、4技能に関する扱いのバランスが十分取れていること。
- (5) 「英語表現Ⅰ」及び「英語表現Ⅱ」は、聞いたり読んだりして得た事実や意見などを理解し、多様な観点から考察し、論理の展開や表現の方法を工夫しながら伝える能力を養うのにふさわしいものであること。
- (6) 「英語会話」は、家庭生活、学校生活、社会生活などの日常的な場面での身近な話題について会話する能力を養うのにふさわしいものであること。
- (7) 注や設問、挿絵や写真などは、本文の内容と適切に関連したものであるとともに、真に生徒の理解を助けるものであること。
- (8) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 言語表現は、原則としてその外国語の現代慣用によっていること。
- (2) 生徒が理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現がないこと。
- (3) 人権尊重及び国際理解の観点から、誤解を招いたり、差別意識を助長したりするような不適切な表記・表現がないこと。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 各科目において、音声に関する指導を行うための補助となる視聴覚教材や教育機器などの教材・教具が適切に活用されるように考慮されていること。また、図書の内容と一体のものとして、視聴覚教材などが必要とされる場合は、相互に適切な関連が図られていること。

家 庭(普通教科・専門教科)

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、実習、実験、課題、注などは、生徒の心身の発達段階に適応しており、その能力から見て程度が適切であること。
- (3) 挿絵、写真、図、表などは、理解しやすいものとなっていること。

2 選択・扱い

- (1) 教科及び科目の目標とする能力や態度を育成する上で、適切な創意工夫がなされていること。
- (2) 本文、実習、実験、課題、挿絵、図、表などにおいて、生徒の生活や経験及び興味・関心に対する配慮がなされており、主体的、実践的な学習指導をさせるのに適切であること。
- (3) 実習は、基礎的なものを選び、基本的な技術の習得とともに、学習した知識が総合的に身につくように配慮されていること。
- (4) 実験は、学習内容の理解を助け、実生活への応用や発展に役立つものを取り上げていること。
- (5) ホームプロジェクト及び学校家庭クラブの取り上げ方が、具体的で適切なものであること。
- (6) 統計などの資料は、信頼性のある最新のものが選ばれ、その出典が明らかであること。
- (7) 社会生活や科学技術の進展に対応したものが、生徒の発達段階に即し、適切に選ばれていること。

3 構成・排列

- (1) 基礎・基本がおさえられ、系統的、発展的学習ができるように構成されていること。
- (2) 実習・実験と座学との構成及び分量の配分が適切であること。
- (3) 実習・実験における作業の安全について、適切に配慮されていること。
- (4) コンピュータの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
- (5) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身につけることができるように学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項(「発展的な学習内容」)を取り上げる際に、生徒の負担過重とならないよう適切な配慮がなされていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 内容に誤りや不正確なところがないこと。また、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 本文、挿絵、写真、図、表などには、生徒がその意味を理解するのに困難であったり、誤解したりするおそれのある表現がないこと。
- (3) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であり、これらに不統一がないこと。
- (4) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
- (5) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料その他の著作物は、信頼性のある適切なものが選ばれ、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。
- (6) 特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところはないこと。
- (7) 特定の個人、団体などの権利や利益を侵害するおそれのあるところはないこと。
- (8) 本文などが、男女平等などの人権尊重の観点から十分な配慮がなされていること。

農 業

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、実験、実習、問題、注、図、表などは、生徒の実情にあっており、理解しやすいものとなっていること。
- (3) 生徒が農業に興味・関心をもって理解できるよう配慮されていること

2 選択・扱い

- (1) 適切な題材を選定する内容については、原則として、一般的なものを取り上げていること。
- (2) 本文、実験及び実習、問題、注、図、表などにおいて、生徒の生活、経験、興味・関心に対する配慮がなされ、精選されていること。
- (3) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。
- (4) 学習指導要領に示す教科の「目標」に従い学習指導要領に示す科目の「内容」及び「内容の扱い」に示す事項を不足なく取り上げていること。
- (5) 実験値、統計などの資料は、信頼性のあるものが選ばれていること。
- (6) 科学技術の進展に対応したものが、必要に応じて適切に選ばれていること。
- (7) 各章毎に研究課題を設定するなど、生徒自らが課題に取り組めるよう配慮されていること。
- (8) 学習指導要領の示す内容及び取扱いに照らして不適切なところ、その他生徒が学習する上で支障を生ずるおそれのあるところはないこと。
- (9) 図書の内容は、農業科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。

3 構成・排列

- (1) 前提として系統的・発展的に構成されており、排列及び分量が学習指導を効果的に進める上で適切であること。
- (2) 座学と実験及び実習との関連について配慮されていること。
- (3) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身につけることができるように学習指導要領に示す内容及び内容の取扱いに示す事項を超えた事項（「発展的な学習内容」）を取り上げる際に、生徒の負担過重とならないよう適切な配慮がなされていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 内容の誤りや不正確なところがないこと。また、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 文章、挿絵などの表現に粗雑なところがないこと。
- (3) 漢字、仮名遣い、送り仮名、用語、記号、計量単位などの表記が適切であり、統一されていること。
- (4) 図、用語などが、人権尊重の観点から十分に配慮がなされていること。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 主体的な学習ができるよう配慮されていること。
- (2) 農業の役割、位置づけ等をグローバル化の中でとらえることができるよう配慮されていること。
- (3) 用語・記号は「学術用語集」、「日本工業規格(JIS)」及び「日本農林規格(JAS)」を、計量単位は「国際単位系(SI)」を使用していること。

工 業

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものを取り上げていないこと。
- (2) 本文、実験及び実習、問題、注、挿絵、図（写真を含む）、表、資料等は、生徒の心身の発達段階に適応しており、その能力からみて程度が高過ぎるところ又は低過ぎるところがないこと。

2 選択・扱い

- (1) 学習を進める上で必要な挿絵、写真、注、図、表などが選ばれており、これらに不適切なものがないこと。
- (2) 本文、実験及び実習、問題、注、図、表などにおいて、生徒の生活、経験、興味・関心に対する配慮がなされ、精選されていること。
- (3) 話題や題材の選定及び扱いについては、特定の事象、事項、分野に偏りがなく、普遍的なものであること。
- (4) 実験値、統計などの資料は、信頼性のあるものが選ばれていること。
- (5) 科学技術の進展に対応したものが、必要に応じて適切に選ばれていること。
- (6) 実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。

3 構成・排列

- (1) 前提として系統的・発展的に構成されており、排列及び分量が学習指導を効果的に進める上で適切であり、履修すべき単位数に応じて選択ができるよう配慮されていること。
- (2) 実験及び実習、製図などと座学との関連について配慮されていること。
- (3) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 内容の誤りや不正確なところがないこと。また、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 文章、挿絵などの表現に粗雑なところがないこと。
- (3) 漢字、仮名遣い、送り仮名、用語、記号、計量単位などの表記が適切であり、統一されていること。
- (4) 人権尊重の立場から見て、不適切な教材や表記・表現がないこと。また環境保全の見地から必要な配慮がなされていること。
- (5) 原則として用語には英訳が付けられていること。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 原則として用語・記号は「学術用語集」及び「日本工業規格(JIS)」を、計量単位は「国際単位系(SI)」を使用していること。
- (2) 情報技術の急速な進展に伴う先端技術機器などの写真や図を掲載するなど、生徒に興味・関心をもたせるよう工夫されていること。

情報（普通教科）

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図などは、生徒の心身の発達段階に適切しており、その能力からみて難易の程度が高過ぎるところ又は低過ぎるところがないこと。

2 選択・扱い

- (1) 話題や題材の選択及び扱いは、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全体として調和がとれていること。
- (2) 特定の事柄を特別に強調しすぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところがないこと。
- (3) 話題や題材が他の教科及び科目にわたる場合には、十分な配慮なく専門的な知識を扱っていないこと。
- (4) 心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いているなど、学校教育全般の方針に反しているところがないこと。
- (5) 他の関係する教科の内容との関連が配慮されており、矛盾するところがないこと。
- (6) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

3 構成・排列

- (1) 実験、観察、実習、調べる活動などに関するものについては、生徒が自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。
- (2) 全体として系統的・発展的に構成されていること。また、説明文、注、資料などは、主たる記述と関連付けて扱われており、当該内容の的確な理解に資する程度であること。
- (3) 実習と座学との構成及び分量の配分は適切であること。
- (4) 分量及び配分が適切であること。
- (5) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現がないこと。
- (3) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であり、これらに不統一がないこと。
- (4) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
- (5) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料その他の著作物は、信頼性のある適切なものが選ばれ、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。
- (6) 特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところがないこと。
- (7) 特定の個人、団体などの権利や利益を侵害するおそれのあるところがないこと。
- (8) 特に人権尊重教育を推進する観点から不適切な教材や表記・表現がないこと。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 用語・記号は「学術用語集」及び「日本工業規格(JIS)」を原則として使用していること。

情報（専門教科）

1 基本的条件

- (1) 学習指導要領に示す目標及び内容によっており、不必要なものは取り上げていないこと。
- (2) 本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図などは、生徒の心身の発達段階に適切しており、その能力からみて難易の程度が高過ぎるところ又は低過ぎるところがないこと。

2 選択・扱い

- (1) 話題や題材の選択及び扱いは、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全体として調和がとれていること。
- (2) 特定の事柄を特別に強調しすぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところがないこと。
- (3) 話題や題材が他の教科及び科目にわたる場合には、十分な配慮なく専門的な知識を扱っていないこと。
- (4) 心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いているなど、学校教育全般の方針に反しているところがないこと。
- (5) 情報科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところがないこと。
- (6) コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。

3 構成・排列

- (1) 実験、観察、実習、調べる活動などに関するものについては、生徒が自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。
- (2) 全体として系統的・発展的に構成されていること。また、説明文、注、資料などは、主たる記述と関連付けて扱われており、当該内容の的確な理解に資する程度であること。
- (3) 実験及び実習と座学との構成及び分量の配分は適切であること。
- (4) 分量及び配分は適切であること。
- (5) 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

4 正確性及び表記・表現

- (1) 誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところがないこと。
- (2) 生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現がないこと。
- (3) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であり、これらに不統一がないこと。
- (4) 図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
- (5) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料その他の著作物は、信頼性のある適切なものが選ばれ、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。
- (6) 特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところがないこと。
- (7) 特定の個人、団体などの権利や利益を侵害するおそれのあるところがないこと。
- (8) 特に人権尊重教育を推進する観点から、不適切な教材や表記・表現がないこと。

5 その他特に必要とする事項

- (1) 用語・記号は「学術用語集」及び「日本工業規格(JIS)」を、計量単位は「国際単位系(SI)」を原則として使用していること。

大阪府教育委員会事務局
教育振興室高等学校課

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 TEL 06-(6941)0351

府立学校校長・准校長 様

7月9日各校長へ送信メール

いつもお世話になっております。

標記については、現在、各校で作業を進めていただいているところですが、選定に当たり注意していただきたいことが生じておりますので、急ぎこのメールを送信いたします。

さて、平成26年度使用教科用図書の選定及び報告については、平成25年5月27日付け教委高1573号により、通知しているところです。

過日、東京都教育委員会は、

「実教出版株式会社の教科書『日本史A（日A302）』『日本史B（日B304）』を都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む）において、使用することは適切でないとする」との見解を示しました。

この教科書について、大阪府教育委員会の見解は以下のとおりとします。

見解

実教出版株式会社の教科書『日本史A（日A302）』『日本史B（日B304）』には、

【国旗・国歌法をめぐっては、日の丸・君が代がアジアに対する侵略戦争ではたした役割とともに、思想・良心の自由、とりわけ内心の自由をどう保障するかが議論となった。

政府は、この法律によって国民に国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし一部の自治体で公務員への強制の動きがある。】

という記述があります。

府教育委員会は、この記述について、一面的なものであると考えます。

それは、学習指導要領の趣旨や、平成24年1月16日の最高裁判決で、国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であると認められたことに、全く言及がないからです。

また、府教育委員会としては、すでに通知している、平成26年度使用高等学校用教科用図書選定の手引き（「教科書選定に当たっての調査項目とその留意事項」の「地理歴史」）には

2 選択・扱い

(3) 特定の事項・事柄を強調しすぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていないこと。

と示しています。

一方、文部科学省は、教科書検定に合格したこの教科書について、「検定上誤りとは考えられず、許容されるものである」という見解を示していることから、府教育委員会としては、一部の記述のみをもって、この教科書の採択をしないとの結論まで至っておりません。

各学校においては、これらのことを踏まえ、校長の権限と責任のもと、選定理由を十分明確にし、適正に教科用図書の選定を行うよう、お願いいたします。

以上

なお、選定にあたって、ご相談等のある場合は、

高等学校課恩知参事または教務グループ柴首席までご連絡下さい。

それでは、よろしくお願いいたします。

(参考)

東京都教育委員会 の報道提供

<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/pr130627d.htm>

(様式3)

平成26年度使用教科書選定理由一覧表(高等学校用)

学区：2

学校名 大阪府立大手前高等学校 課程等名 全日制

第 2 学年	発行者の番号 / 略称	教科書の記号 / 番号	書名	選定理由
現代文B	15 三省堂	現B 303	高等学校 現代文B	レヴィストロースをはじめとした、現代の構造主義について考える上で重要な評論を多数収録している。詩歌や小説の収録数も多い。脚注や脚間の難易度や量も適切である。
古典B	15 三省堂	古B 304	高等学校 古典B 古文 編	第一学年次に使用した教材との重複がないうえ、内容的なつながりがある。古典評論を多数収録している。
古典B	15 三省堂	古B 305	高等学校 古典B 漢文 編	第一学年次に使用した教材との重複がないうえ、内容的なつながりがある。古典評論を多数収録している。
世界史	46 帝国	世B 303	新詳世界史B	世界史を、各国史の寄せ集めとして描くのではなく、13世紀以降のグローバル化の流れとして描く点、新しい世界史の流れに合致しているから。
日本史A	7 実教	日A 302	高校日本史A	分野別表記のみならず、時代の流れを概観しやすいように、一つの歴史的事象を多方面から説明しており、また主題学習の項目が、生徒の興味を引く内容となっており、生徒が自ら学習する際にも、適している。

* 選定した教科書すべてについて記入すること。

実教出版株式会社『日本史 A (日 A 3 0 2)』の選定理由について

府立大手前高等学校

平成26年度日本史 A の教科書として、実教出版株式会社『日本史 A (日 A 3 0 2)』を選定した理由は以下の通りである。

実教出版「高校日本史 A」(教科書記号 3 0 2) は基本的に、その時代を象徴する「歴史のまど」にはじまる見開きで 1 テーマで構成され、分野別表記のみならず、時代の流れを概観しやすいように一つの歴史的事象を多方面から説明されていることと、地図やグラフ、史料などが充実していることにより、本校では 2 年生前期の選択必修科目という、限られた講義時間の中で効率よく授業を進めて行くことが可能である。また、年代毎の世界地図が見開きで掲載され、地歴公民の他科目との関連を実感させることにも役立つ。

一方、「ズームイン」というテーマ学習が多く設定されており、政治・経済・外交・文化などをテーマの中で統合・融合して考える工夫がなされて歴史に深く迫ることも可能であり、表記は、多くの A の教科書の中でも、平易すぎず、本校の生徒が自主的・自発的に学習するのに適している。

教科書記述第 7 章 5 節 (185 p) 欄外⑥には「国旗・国歌法」について、「国旗・国歌法をめぐっては、日の丸・君が代が… (中略) …議論となった。政府は、この法律によって国民に国旗掲揚・国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし、一部の自治体で公務員への強制の動きがある。」という記述がある。

この部分を教える際には、学習指導要領に「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とあることを踏まえ、平成 24 年 1 月 16 日の「国歌斉唱時の起立斉唱等を求めた校長の職務命令が合憲である」との最高裁判決をプリントで資料提示し、正しく理解させる。

(様式3)

平成26年度使用教科書選定理由一覧表

学区：1

大阪府立福井高等学校（全日制・普通科）

*新規に選定した教科書について記入すること。

第2学年	教科書の発行者の番号 / 略称	教科書の記号 / 番号	書名	選定理由
国語表現	183 第一	国表 302	高等学校 国語表現	生徒の興味を引きつけながら、多様な表現指導ができる内容になっている。口頭での発表から、小論文指導にまで適用できるため、選定した。
現代文B	15 三省堂	現B 305	明解現代文B	高校の定番教材から新しいものまで内容が多岐に渡っていて、生徒がさまざまな問題意識を持つことができる構成になっている。作品もそろっており、2・3年の継続使用にふさわしいと判断し選定した。
古典A	183 第一	古A 305	高等学校 標準古典A 物語選	多様な古典の世界に触れることが可能な教材の採録の仕方をしている。学習者の多様な関心に応える工夫がされていると判断し選定した。
古典B	183 第一	古B 324	高等学校 標準古典B	収録作品が多岐に渡り、日記文学や評論まで網羅できている。生徒が興味・関心を持てる題材も多くそろっており、基礎的な古典の知識を身につけるのにふさわしいと判断し選定した。
世界史A	7 実教	世A 302	世界史A	構成がオートドックスであり世界史専門の教師以外にも使いやすい。「まとめ」やその時代を理解するのに役立つ「コラム」が充実している。
日本史A	7 実教	日A 302	高校日本史A	冒頭部分で前近代史のふりがえりをしっかり位置づけるなど、本校の生徒環境に合った構成がとれている。本編も写真・図などの資料やコラムが豊富であり、生徒の興味をひくよう工夫されている。コンパクトな本文構成の中に必要事項が十分に記載されているなど、使いやすさにも優れている。特筆すべきは各單元が「問いかけ」形式で構成されていることであり、本校がめざす「生徒がめざす」生徒に考えさせる授業」を展開するにふさわしい教科書だと判断し選定した。

大阪府教育委員会事務局
高等学校課長 様

大阪府立福井高等学校
校長 藤原 秀彦

教科書選定に関する追加資料

今回の日本史Aの選定については、選定理由書にも記した以下の記述の通りですが、若干考慮を要する部分があり、追加の資料を作成いたしました。

<選定理由>

冒頭部分で前近代史のふりかえりをしっかり位置づけるなど、本校の生徒実態に合った構成がとれている。本編も写真・図などの資料やコラムが豊富であり、生徒の興味をひくよう工夫されている。コンパクトな本文構成の中に必要事項が十分に記載されているなど、使いやすさにも優れている。特筆すべきは各単元が「問いかけ」形式で構成されていることであり、本校がめざす「生徒に考えさせる授業」を展開するにふさわしい教科書だと判断し選定した。

ただし、P185の「国旗・国歌法」の欄外注については配慮が必要であり、本校ではこの注に加えて、平成24年1月16日の最高裁判決に関する補足プリントを作成し、生徒に考える材料を提供してゆくこととします。

尚、補足プリントには判決原文からわかりやすい部分を抜粋したり、できるだけ客観的な表記になったものを使うことといたします。

「最高裁判決原文より」

不起立行為の性質、態様は、全校の生徒等の出席する重要な学校行事である卒業式等の式典において行われた教員による職務命令違反であり、当該行為は、その結果、影響として、学校の儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気や一定程度損なう作用をもたらすものであって、それにより式典に参列する生徒への影響も伴うことは否定し難い。

Wikipedia より

入学式や卒業式で国旗（日の丸）に向かって起立して国歌（君が代）を斉唱しなかったため懲戒処分を受けた東京都立学校の教職員が処分取り消しを求めた3件の訴訟の上告審判決で、最高裁第1小法廷（金築誠志裁判長）は16日、「職務命令違反に対し、学校の規律や秩序保持の見地から重すぎない範囲で懲戒処分をすることは裁量権の範囲内」との初判断を示し、1度の不起立行為であっても戒告処分は妥当とした。一方、不起立を繰り返して処分が重くなる点は「給与など直接の不利益が及ぶ減給や停職には、過去の処分歴や態度から慎重な考慮が必要」と判断。戒告を取り消した2件の2審判決を破棄して教職員の逆転敗訴とする一方、停職となった教職員2人の内1人の処分を重すぎるとして取り消した（もう1人に関しては過去の処分歴などから取り消しを認めなかった）¹¹⁶。最高裁は今回初めて曖昧だった処分の基準を明確にした。

(様式3)

平成26年度使用教科書選定理由一覧表(高等学校用)

学区： 1

学校名 大阪府立阿武野高等学校 課程等名 全日制

第 2 学年	* 選定した教科書すべてについて記入すること。		選 定 理 由
種 目	発行者の番号 / 略称	教科書の記号 / 番号	書 名
現代文A	2 東雲	現A 301	現代文A
古典A	17 教出	古A 302	古典文学選 古典A
日本史A	7 実教	日A 302	高校日本史A
地理A	130 二宮	地A 304	新編 地理A ひろがる世界とつながる地域
地図	130 二宮	地図 306	基本地図帳

選定理由書 阿武野

4 枚の内 1 枚目

実教出版株式会社『日本史 A (日 A 3 0 2)』の選定理由について

平成26年度日本史Aの教科書として、実教出版「高校日本史A」(教科書記号302)を採択した理由は以下のとおりである。

まず、文章が平易で、簡潔な表現である点あげられる。日本史Aは扱う時代の特性から、本校生徒にとっては複雑で、事件や出来事や、時代の流れをとらえにくい側面がある。今年度も本教科書の旧版を採択し使用しているが、この教科書の簡潔な文書から、授業では生徒自身に黙読させる、そして内容をまとめる、その上、それらを発表させる等の様々な学習をさせることも可能となり、多面的に授業を展開するのに便利である。

第二に、本校の授業では、見開き1ページで1回分の授業が完結し、授業の流れがわかりやすい構成となっている点あげられる。時間軸だけでなく、「外交」、「政治」などをテーマに構成されていることも、生徒の理解を深めることに役立っている。そして各ページ冒頭部分の「歴史のまど」が設定されていて、各時間の導入として利用するエピソードが本校生徒に適している。エピソードに付随して各単元を学ぶ上で重要なテーマの問題提起をしているので、そのテーマを中心に授業を進め、生徒が授業に入り込みやすい。また、「ズームイン」のページには、授業の流れに沿って興味深いテーマをとりあげ、詳細な情報をのせている。より詳しい内容を知りたい生徒にも対応している。

第三に、地図やグラフ・写真・資料が他の教科書より多用されている点あげられる。文化史や美術史に関しても扱いが大きく、写真や絵がカラーで掲載されており、本校生徒にとって、より正確な情報を視覚的に得られるようになっている。また、日本史の教科書でありながら、各時代の世界の情勢を示した地図が掲載されているので、この地図から世界の歴史の動きと日本の動きを擦り合わせ、歴史を多面的に理解させ、考える授業を展開することができる。

以上の理由から、本校の日本史 A の授業については、実教出版「高校日本史A」が適していると総合的に判断した。

なお、第7章5節(本書P185の12行目以下16行目までを含む節)に、「国旗・国歌法」については、欄外の⑥「国旗・国歌法をめぐるは……。しかし、一部の自治体で校務員への強制の動きがある」との記述がある。

この部分を教える際には、学習指導要領には「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とあり、また、平成24年1月16日の最高裁判決で「国歌斉唱時の起立斉唱等を求めた校長の職務命令が合憲である」ということを書き添えに指示し、正確で最新の情報を加えて説明する。そして、生徒の範たる教員も当然のその責務があるということを書き添えに示し、理解を深めるように授業を展開する。

さらに、「国旗及び国歌の意義やそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であること」も合わせて教えることによって、それらを尊重する態度が必要であり、生徒にとっても海外旅行等の際にも必要な知識・儀礼であることなども理解させる。

(様式3)

平成26年度使用教科書選定理由一覧表(高等学校用)

学区：2

学校名 大阪府立港高等学校 課程等名 全日制の課程

第2学年		*選定した教科書すべてについて記入すること。		選定理由
種目	発行者の番号 / 略称	教科書の記号 / 番号	書名	
現代文B	50 大修館	現B 310	精選現代文	小説・評論ともに教材の数・種類とも豊富であり、選択できる幅が広いのがよい。小説はぜひとりあげたいオールドブックスなものが収録されている一方、評論は古典的なものから、新しいものまで目配りがされていて、バランスがとれている。2年間の使用に耐えられると思われる。
古典B	50 大修館	古B 312	精選古典	代表的な作品の著名な章段が、ほぼもれなく収録されており、過不足がない。写真や図録も的確で、編集も見やすく美しいので、生徒が興味・関心を持ちやすいと思われる。
世界史A	81 山川	世A 306	要説世界史	簡潔で読みやすく、近代以降の記述が充実しており世界史A教科書として適当である。
日本史A	7 実教	日A 302	高校日本史A	各章の冒頭に見開き2ページの世界地図を使い世界史との関連を明示する配慮が行き届き、生徒がそれぞれをの時代を「世界の中の日本」として理解するのに有効である。また、現代も歴史の一部であると理解するため、生徒たちが生まれた1990年代以降の現代史の記述が14ページありとても充実している。
教II	104 教研	教II 310	高等学校 教II	例題と練習問題がバランスよく載っており、単元ごとのまとまりがよい。章末問題がたくさん載っており、基本的な数学的技術を習熟させるのに適している。また、昨年度採用した教科書からの継続性を考慮した。

平成 25 年 7 月 16 日

高等学校課長 様

大阪府立港高等学校

校長 吉田 景一

「日本史 A」教科書（実教出版）の選定について（追加説明）

平成 26 年度 使用予定の「日本史 A」の教科書について、『高校日本史 A』（実教出版）を選定したのは、別途報告書のとおりですが、下記のとおり追加説明します。

記

1 選定理由については、社会科から以下のような説明を受けた。

① 世界地図の扱いが大きく見やすい。

他社の日本史 A 教科書で、世界地図の扱いがこれだけしっかりしているものはない。

「学習指導要領 3 内容の取扱い」において、「地図その他の資料を一層活用」、「世界のなかの日本」を教えるという重点項目があるが、その目的に特によく合致した教科書である。

② 生徒が生まれたころ以降の近年の記述が充実している。

現代も歴史の一部であると実感するのに、最近の歴史記述は重要である。

実教出版は 1990 年以降の記述が 14 ページと豊富であるのに対して 他社の取扱は、10 ページ、2 ページなど、比較すると少々見劣りがする。

「学習指導要領 第 3 日本史 A 2 内容」において、「(3)現代の日本と世界 ウ現代からの探求」の中で、「現代の社会やその諸課題が歴史的に形成されたものであるという観点から、近現代の歴史にかかわる身の回りの社会的事象と関連させた適切な主題を設定させ、資料を活用して探究し、その解決に向けた考えを表現する活動を通して、歴史的な見方や考え方を身につけさせる」とあり、生徒が生まれてからの最近の事象を歴史的流れで丁寧に叙述している点が、評価できる。

2 校長としての判断及び指導

社会科からの聞き取りの後、実際に教科書を比較したところ、教科としての選定理由は十分に納得できるものであり、特に、各章の冒頭の見開き 2 ページに世界地図を配し世界史との関連を明示する配慮が行き届いている点など、私自身の目から見ても構成・内容において、本校生徒の指導において最も適切な教科書だと判断した。

府教委から指摘のあった部分については、確かに説明が不十分な点が否めないことから、この部分を指導するに当たっては、学習指導要領に示された趣旨と国旗・国歌斉唱に対する校長の職務命令が最高裁判決で合憲であると判断されたことについても必ず触れさせる。

(様式3)

平成26年度使用教科書選定理由一覧表(高等学校用)

学校名 大阪府立守口東高等学校

課程等名 全日制

学区 : 2

* 選定した教科書すべてについて記入すること。

第2学年		教科書の記号 / 番号		書名	選定理由
種目	発行者の番号 / 略称	現B / 占B	世B		
現代文B	183 / 第一	現B / 318		高等学校 標準現代文B	他に比べて教材が豊富であり解説も詳しい。また、教科書内の資料や図問も的確で授業を広げやすくしている。
古典B	2 / 東書	占B / 301		新編古典B	古典の代表作が幅広く掲載されており、それぞれが本校の生徒に合った内容である。色鮮やかな資料や詳しい解説も古典の学習を深める一助となっている。
世界史B	2 / 東書	世B / 305		新選世界史B	図版が大きいのので、資料集を併用することなく、スムーズな授業展開ができそうである。また、人物コラムが充実しているので、政体や制度の説明ばかりにならない。当時の人間の息吹を感じさせることができる。各章のはじめには、その章の概要がまとめられており、教回分の授業の全体像を生徒に予告的に提示しやすい。
日本史B	7 / 実教	日B / 304		高校日本史B	本教科書は各単元において問いかけの形の見出しで統一されており、見開き構成でコンパクトにまとめられている。その事は本校生徒の学習状況に極めてあっていると考える。内容については、近年しばしば話題となる沖繩(琉球)や北海道(アイヌ)を始めとした地域史や室町朝などの民衆のダイナミックな動きを捉えた民衆史、さらには産業の発展と女性の役割などの記述に見られる女性史などの記述は豊富で、且つ理解しやすいもので魅力的といえる。生徒たちが、多様な視点から日本史へのアプローチを可能にするものと考える。北東アジア史に関連した記述では、古代より近世に至る朝鮮などの近隣諸国との友好の歩みが過不足なく記述されており、未来の北東アジアの良き隣人としての関係作りには役立つものとも考える。 本校では近年生徒の家庭状況を考え、副読本の購入を控えてきた。その中で各ページの写真や地図などの視覚教材や史料の意味は大きい。教科書内の史料の配置及び見出し・解説などのわかりやすさ、さらに各文化の項にまとめ上げられた視覚教材とコメントの適格性は優れている。本教科書は、歴史を一つの面的な視点から取り上げるのではなく、多様な視点とその実証のための史料など、互いに補完し合いながら学ぶことができる教科書であると考え、選定する。

「1990年代の日本はなぜ大きく変わったのか——

バブル崩壊と政界再編」を教える

地理歴史科「日本史B」学習指導案

学校名：大阪府立守口東高等学校

対象学級：2年生

授業者：本校地理歴史科教員

教科書：「高校日本史B」（実教出版社）

副教材：なし

1 単元名「1990年代の日本はなぜ大きく変わったのか——バブル崩壊と政界再編」

2 教材観

戦後史の大きな変化を捉えさせ、その中での1990年代の果たした役割について考えさせる。

1990年代初めのバブル景気崩壊は、巨額の不良債権を生み出し深刻な不況をもたらした。そのような中、経済のグローバル化と海外進出をさらに進めようとする財界の要請を受け、政府は構造改革を推し進めていった。この改革は財政の再建、規制緩和による産業の活性化、郵政改革に代表されるような金融自由化などの積極的な面とともに、国民の暮らしのサービスを脅かすというマイナス面も含むものであったことを理解させる。

経済の国際化が進む中、先進国としての国際的地位の確立、人々の行動範囲の海外への拡大、国際交流への活発化から必然的にPKOなどの国際貢献や日米の協力体制の強化が求められるようになってきたことを学び、その後の「テロとの戦い」でのわが国の国際貢献や国際社会における重要な役割への理解の深まりにつなげたい。

また、主権者意識の高揚から住民運動などが大きく広がりをみせたことにも触れ、表面化した社会問題にも注目させ考察させる。

3 生徒観

授業には真面目に取り組む生徒が大多数だが、歴史を苦手としている生徒も少なからずいる。本時の授業内容を通して歴史のダイナミックな変化を捉えさせることで、少しでも苦手意識の解消に努めたい。

4 単元の目標

(1) バブル経済の崩壊によって不良債権が膨張し、金融機関の破綻などの金融不況がうまれ、政府から公的資金の投入が行われるようになったことを理解させる。

(2) 長期にわたった自民党政権が崩壊し、その後、細川連立内閣、村山連立内閣、橋本内閣と政権が流動化する中、新自由主義的改革が行われたこと理解させる。

(3) 経済の国際化が進む中、日米の協力体制の強化としての新ガイドライン関連法の成立、さらに日本の国際社会での重要な役割を果たす上で国民としての基礎的、基本的な内容を身につけるべく制定された国旗・国歌法を理解させる。

(4) 葉害エイズ問題や原子力発電所設置をめぐる住民投票、さらには阪神淡路大震災でのボランティア活動などの新しい住民の社会参加の形を理解させる。

5 展開 <学習内容・生徒の学習活動及び指導上の留意点など>

【導入】

①湾岸戦争とバブル経済

- ・イラクのクウェート侵攻で始まった湾岸危機に端を発した湾岸戦争の内容を確認する。
- ・一方、国内経済では、株価や地価の異常な高騰に代表されるバブル経済が、1990年の株価の暴落を境に崩壊したことを理解させる。

【展開】

②バブル経済崩壊後の不況と政府の対応

- ・1990年代は「失われた10年」といわれるが、実態経済はどうであったかを「平均株価の推移」のグラフを見て考える。消費税の導入や構造改革が行われた時期をグラフに落とし株価との関連を考えさせる。
- ・バブル経済崩壊後、政府が金融機関に投入した公的資金の持つ意味を理解させる。

③政局の流動化と新自由主義

- ・消費税導入によって、それに反対する市民運動が高揚し、永年続いてきた自民党政権が崩壊。その後、細川連立内閣、村山連立内閣、橋本内閣と政権が流動化していったことを理解させる。
- ・橋本内閣以降、新自由主義的改革が行われ、積極的な規制緩和政策が行われた。その中で労働の規制緩和もすすめられ、非正規労働者が増大したことを別紙プリントのグラフで読み取る。

④経済の国際化の進展と国際社会での日本の役割

- ・湾岸戦争以降、自衛隊の海外派遣などの国際貢献への期待が高まり、さらに日米の協力体制強化の一環として新ガイドライン関連法が制定されたことを理解する。
- ・日本の国際社会での役割が高まるなか、国民としての基礎的、基本的な内容を身につけるべく制定された国旗・国歌法の持つ意味を理解させる。最高裁判決（国歌斉唱時の教員の起立を求めた校長の職務命令が合憲であるとの判断）や、全国に先駆け、いち早く制定された大阪府の起立斉唱条例なども紹介し国旗・国歌法への理解を深める。

⑤新しい形の住民参加

- ・葉害エイズ問題や原子力発電所設置をめぐる住民投票、さらには阪神淡路大震災でのボランティア活動などの新しい住民の社会参加の形を理解させる。
- ・アイヌ文化振興法の制定の画期的意味を理解させる。

【まとめ】

- ⑥今日の社会での 90 年代に始まった規制緩和の果たす役割を考察し、現在社会が利潤優先や人命軽視などに偏ることなくのバランスが取れた、日本経済の発展の道筋をたどるにはどうしたらよいか考えさせる。

平成26年度使用教科書選定理由一覧表(高等学校用)

学区：4

学校名 大阪府立堺東高等学校 課程等名 全日制

第2学年		* 選定した教科書すべてについて記入すること。		選定理由
種目	発行者の番号 / 略称	教科書の記号 / 番号	書名	
世界史B	81 山川	世B 304	詳説世界史B	豊富な知識と深い理解が可能な内容で、歴史を多角的に捉えることができるようになっている。特に注釈欄の内容は、好奇心を呼び起こすので、生徒が自由に切り込んで学ぼうとする手がかかりとして効果的である。
日本史A	7 実教	日A 302	高校日本史A	資料のほかに、世界地図と重要な出来事や出来事がかかわりの中で捉えやすくなっている。歴史のまどでは、身近な出来事から時代を捉える視点が、歴史の群像では、同じ出来事に対する様々な視点が歴史的人物をおしえて示され、歴史を生き生きと多角的に捉えられるように工夫されており、特定の事項・事柄を強調しすぎることはない。資料、図版も適切である。なお、「国旗・国歌法」の指針においては、学習指導要領の趣旨や、平成24年1月の最高裁判決において、国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であると認められたことを踏まえるなど、最新の情報を取り入れ、授業を行うこととする。
日本史B	81 山川	日B 301	詳説日本史B	高校生の日本史教科書と言え、山川である。それを裏付けられる様に、内容が豊富で遺跡や副葬品等の写真も盛り沢山である。用語や事件等に関しては脚注に記されており、生徒には大変理解し易くなっている。また補足説明も今回から加わり、尚理解し易くなっている。まさに受験教科書の決定版であり、本校の生徒には打って付けと言える。
地理A	46 帝国	地A 303	高等学校新地理A	理解しやすい内容で、基本的な地理的事象の記述が充実している。加えて生徒の興味関心を引くトピックが各所に配されており、世界の人々の暮らしを学ぶ観点からも効果的な内容となっている。また、地理的スキルを習得させるためのワークも要所に配された工夫のある内容となっている。
地理B	46 帝国	地B 301	新詳地理B	基礎、基本の充実とともに、大学受験にも対応できる記述となっている。地理的技術の修得のための項目やトピックスが随所に配されており、自然環境と人間生活のかかわりや現代世界のグローバル化を捉える上で工夫された内容となっている。

(様式3)

平成26年度使用教科書選定理由一覧表(高等学校用)

学区： 3

学校名 大阪府立桃谷高等学校 課程等名 多部制単位制I・II部

第1学年		*本校は単位制のため、基礎科目は第1学年に、上位科目は第2、3学年に記載している。		選定理由
種目	発行者の番号 / 略称	教科書の記号 / 番号	書名	
国語総合	17 教出	国総 309	国語総合	評論作品では、今日的なテーマのものを扱った教材が多く採られており、生徒の興味と合致しやすい。また、表現学習の教材は具体的で学習しやすい。古典は初学者にも興味を持ってとりくめるものを多く扱っており、楽しく学習できる。
世界史A	81 山川	世A 306	要説世界史	文章が平易なので、生徒が理解しやすいと考えられる。歴史上の人物を重点的に取り上げている部分もあり、生徒の興味・関心を高めるために役立つと考えられる。近現代の範囲は内容が精選されているが、理解を深めるうえで十分な記述がなされている。また図版が充実しており、文章量とのバランスが良い。
世界史B	81 山川	世B 304	詳説世界史	基本的な事項からやや高度な事項までバランスよく網羅されており、多様な生徒のニーズに応じた授業展開が可能である。図表や資料も豊富で、構成や記述内容にも生徒が理解を深めるために役立つ工夫が見られる。
日本史A	81 山川	日A 303	現代の日本史	特定の歴史観に偏ることなく、基本的な事項を網羅している。近現代に主眼を置いた授業構成・展開が行いやすい工夫がなされている。平易な記述で各項目が簡潔にまとめられており、図版や写真も精選された内容で、生徒の理解を深める上で役立つと考えられる。
日本史B	7 実教	日B 304	高校日本史B	別紙に記載

平成 26 年度使用教科書選定理由

地歴科 日本史 B

実教出版 高校日本史 B

①全体の構成が、それぞれの単元が必ず見開きの 2 ページから組み立てられており、生徒にとって机上に教科書を広げて、授業を受ける際に、非常に取り扱いの良い体裁となっている。

②その見開き 2 ページの冒頭に社会文化史あるいは風俗史的にもすぐれた内容をもつ「歴史のまど」というその単元の内容について生徒の思考を促す問題提起的な「まとめ」部分を持つという独自の構成となっている。

③単位制の学び直しの高校という本校独特の事情により、進学指導に特色のある高校などから転入してきたかなり高い学力の生徒から、不登校など様々な事情によりほとんど学力がついていない生徒まで、幅広い学力の生徒が共存する。本教科書は、全体として文章が平易であるため、中学で不登校などで十分な学力を身につけられなかった生徒にも、理解しやすい内容となっている一方で、大学受験に必要な官職表・原文歴史資料などもバランスよく配置されていて、大学進学を目指す生徒のニーズにも応える内容となっている。

④さらに、中世史の部分などにおいても「荘園公領制」などの現在の日本史理解の流れとなりつつある学説にも目を配った内容であり、大学で日本史を学ぶ可能性のある生徒にも読み応えのある内容となっている。

⑤以上①～④の全体的バランスがよくとれているのが、本教科書であると考えている。

※本教科書において国旗・国歌法に関する箇所を指導する際は、本教科書の記述の問題点を指摘したうえで、学習指導要領の趣旨や最高裁判決で教員に国旗掲揚、国歌斉唱時における起立斉唱を求めた校長の職務命令は合憲とされていることなど補足説明し指導していく。

以上

(様式3)

平成26年度使用教科書選定理由一覧表

学校名 大阪府立桃谷高等学校

課程等名 多部制単位制Ⅲ部

学区： T2102

第 種 目	学 年	教科書の記号 / 番号 / 略称		書 名	選 定 理 由
		発行者の番号 / 略称	教科書の記号 / 番号		
世界史A	7 実教	7 実教	世A 303	新版世界史A	各時代の内容について要点が絞り込まれコンパクトにまとめられている。全ての内容で導入の内容が用いられ、図や人物画・その時代に關する人物のエピソードが多く用いられているので、生徒に時代背景や歴史の繋がりを考えさせながら授業を展開することに向いている。
			世B 302	世界史B	
日本史A	7 実教	7 実教	日A 302	高校日本史A	系統的に各単元の内容が理解しやすいように工夫されている。また、図や人物画を多用したり、そのページで扱っている地域名を記したり、難解な用語をキーワードとして解説したりするなど歴史を苦手としている生徒にも配慮した作りになっている。そのため、生徒の自学自習にも向いている。
			日B 303	新選 日本史B	
地理A	46 帝國	46 帝國	地A 303	高等学校 新地理A	教科書の記述が簡潔でわかりやすく、本校の生徒のレベルにあっていると思われる。図版も大きく、豊富に掲載されており、写真資料や絵画資料の読み取りを通して歴史を考えていく授業を展開するのにも非常に使いやすい。
			地B 301	新詳地理B	
地図	46 帝國	46 帝國	地A 303	高等学校 新地理A	各項目の内容がわかりやすく、説明が具体的である。また、そのことで、生徒が内容を単に暗記するのではなく、内容を考えながら学ぶことが重視された構成となっている。カラー写真や地図・図表などの資料が豊富であり、生徒が関心を持ち、世界の事象についての具体的なイメージを持ちやすいように工夫されている。
			地B 301	新詳地理B	
地図	46 帝國	46 帝國	地A 302	新詳高等地図	B5サイズの教科書に、授業に活用しやすい写真や図・グラフなどの資料、理解の助けとなるような地図等もが豊富に見やすく掲載されている。また、系統的な内容のあとに現代世界における社会問題を取り上げるなど、地理に対する興味関心が高まる構成となっていることから本教科書を選定するにいたった。
			地B 302	新詳高等地図	

* 新規に選定した教科書について記入すること。

別紙参照

選定理由 実教出版株式会社「高校日本史A（日A302）」

本校生徒の現状

本校は、学習到達度が低く、小中学校において不登校などを経験しており、基礎的な学力を獲得していない生徒が多く在籍する学校である。

さらに夜間中学などを卒業された高齢者の方々も多く、60歳以上の方が全校生徒の10%以上を占めていることを踏まえ、平易な表現や視覚的にわかりやすい構成となっている教科書が求められる。

選定の理由

日本史に関する重要なトピックと要点が、見開き1ページにまとめられている。そして、ページ左上に「なぜ～なのか」「どのように～か」という問いかけを最初に示していることで、1時間の授業の目当てを生徒に印象づけることができる。そして、その構成を活用しつつ教員が生徒に「この授業では何をどこまで取り上げるか」を伝えて、授業の流れを理解させることで、生徒の学習効果を上げることが期待できる。

また、各内容の初めに写真とともに用意された「歴史のまど」というコラムがある。各章各節の導入段階において、生徒の興味を引き付けるエピソードであり、そのうえにその節を学ぶうえでの問題提起という形態になっているので、何を学ぶのかを生徒が理解しやすい構成となっている。

そして、視覚的な資料も多く多用されていることは、本校の生徒にとって文字だけではなく、視覚的に訴えかけられ、授業の理解を深めやすい構成となっている。写真・グラフ・地図、さらには当時の絵などが各場面で掲載されている。多くはカラーで掲載されており、それらの資料を注目させながら教員が発問することで、生徒一人ひとりに考えさせつつ学習をすすめていくことのできる内容となっている。

さらに、ある時代に生きた人物（30名）を取り上げた「歴史の群像」や「ズームイン（1～18）」なども、生徒の興味関心を喚起するため詳細な説明がされており、生徒が歴史の流れをより深く理解しやすいようにまとめられている。

以上の理由から、日本史Aの教科書は、実教出版「高校日本史A」が本校に適していると判断して、25年度と同様に選定をした。

なお、本教科書（185ページの欄外⑥）に、「国旗・国歌法をめぐっては、政府は、この法律によって国民に国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし一部の自治体で公務員への強制の動きがある。」という記述がある。

学習指導要領にある「入学式や卒業式においては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」ことや、平成23年6月13日に公布施行された「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌斉唱に関する条例」の第四条「府立学校及び府内の市町村立学校の行事において行われる国歌の斉唱にあつては、教職員は起立により斉唱を行うものとする」という点、さらに、平成24年1月16日の最高裁判決で、「国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲である」と認められたことについても踏まえることが不可欠である。

この部分を授業で教える際には、上記の条文や判例をノートに書くように指示し、最新の情報なども含め、授業をとおして生徒に正確に理解させていくことが重要であり、教員もその法令などを遵守し、教育活動を展開していくことを生徒に示していく。

(様式3)

平成26年度使用教科書選定理由一覧表(高等学校用)

学区 : 2

学校名 大阪府立淀川工科高等学校 課程等名 全日制

第 1 種 目	学 年	発 行 者 の 番 号 / 略 称	教 科 書 の 記 号 / 番 号	書 名	選 定 理 由
国語総合	2	東書	国総 301	新編国語総合	現代文領域では多岐にわたるテーマがコンパクトに取り上げられており、難易度も馴染みやすい。基礎的なものから高度なものまでバランスよく配置されている。定番教材が少なく、全体的に個性的な構成となっており、また社会科学的事実の認識を深めることができるように思われる。また、古典領域は丁寧に段階を踏んだ構成となっている。
日本史A	7	実教	日A 302	高校日本史A	見開き2ページにまとめられた各単元は、学習の狙いが欄頭に明記されており、取り組みやすい。内容も同時期の社会動向を各分野網羅的に寄せ集めて全体像を探っていくのではなく、それぞれ分野ごとに分けて単元に構成されており、1年生という段階でも理解しやすいと思われる。
地図	46	帝国	地図 307	地歴高等地図—現代世界とその歴史的背景—	地歴科・公民科の総合的基礎資料としての地図帳という面に加えて、歴史学習に対する配慮が十分に見られる。歴史の動向をふまえた地域の図取りが行われていたり、特設のコナーナーが設定されたりして理解を深める工夫がなされている。
数学 I	183	第一	数 I 316	高等学校 新編 数学 I	新出事項の理解を助けるために既習の内容も積極的に扱っており、授業で使いやすい。基本的な例題から応用的な例題まで扱っており、量的にも適切で、数学的な考え方や知識を得るのに適している。
数学 I	2	東書	数 I 301	数学 I	基本的な例題から応用的な例題まで扱うとともに、発展的な内容にも触れているので、生徒の状況に応じた弾力的な扱いができ、授業で使いやすい。量的にも適切で、数学的な考え方や知識を得るのに適している。

* 選定した教科書すべてについて記入すること。

平成25年7月16日
大阪府立淀川工科高等学校

社会科「高校日本史 A」教科書選定理由書

- 1 教科書番号 7 実教 日A 302
- 2 発行者 実教出版株式会社
- 3 発行所 実教出版株式会社
- 4 採択理由

教科書採択においては、十分な検討を行い、生徒の理解を助ける基本教材という教科書の意味合いから、本校において最も適切なものと考え採択継続を決めたものです。

本教科書を選定した理由は次のとおりである。

- ① 全体を通して、各項目が校時の1時間で指導できるように、見開き2ページでまとめられているという構成。
- ② 現代史において諸要素の組み合わせの分かりやすい点。
- ③ 歴史的な理解として、時系列的に関連付けられて説明されている点。
例；「高度経済成長と公害」(p162～)、「ベトナム戦争と沖縄(返還)」(p164～)など

なお、P185 の傍注の「⑥国旗・国家法をめぐるのは、・・・、しかし、一部の自治体で公務員への強制の動きがある。」の部分の取り扱いについては、国旗・国歌について正しい認識を指導する契機と捉えて、資料を活用しながら次のように行う。

基本姿勢 大阪での現状について資料を活用しながら、事実についてのみを説明する。

- ① 国旗・国歌法の条文について説明する。
- ② 大阪の職員基本条例等について、条例や通知について資料を配布し説明する。
- ③ 裁判等の結果についても資料を示して指導する。

教科書全冊調査結果 総括表

平成 25 年 8 月 30 日

1 対象となる教科書

平成 24 年度から実施している新学習指導要領対応の教科書のうち、府立高等学校が平成 26 年度使用教科書として選定したもの

2 対象教科書数 528 冊

3 調査時期 平成 25 年 8 月 14 日（水）～8 月 22 日（木）

4 調査員 府教育委員会事務局及び府教育センター指導主事 54 人

5 調査の観点

1	特定の事項、事象、分野などに偏りがある、全体として調和がとれていない。
2	特定の事柄を特別に強調し過ぎている、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。
3	特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれがある。
4	特定の個人、団体などの活動について、政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれがある、その権利や利益を侵害するおそれがある。
5	引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれていない。
6	人権尊重の観点から、偏見や差別意識を助長する表記・表現や挿絵・写真等の掲載がある。
7	実際に使用する際、教員や生徒に誤解を招く。

6 調査結果

(1) 課題があるもの 2 冊

教科	発行者	教科書番号	教科書名	記述
地理 歴史	実教	302	高校 日本史 A	P135 欄外の国旗・国歌法について、「国旗・国歌法をめぐっては、日の丸・君が代がアジアに対する侵略戦争ではたした役割とともに、思想・良心の自由、とりわけ内心の自由をどう保障するかが議論となった。政府は、この法律によって国民に国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし一部の自治体で公務員への強制の動きがある。」
地理 歴史	実教	304	高校 日本史 B	P247 欄外の国旗・国歌法について、「国旗・国歌法をめぐっては、日の丸・君が代がアジアに対する侵略戦争ではたした役割とともに、思想・良心の自由、とりわけ内心の自由をどう保障するかが議論となった。政府は、この法律によって国民に国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし一部の自治体で公務員への強制の動きがある。」

(2) 課題があるかないかの判断を、今後教育委員会が行うべきもの 91 冊

(3) 課題がないと判断したもの 435 冊

教科書全冊調査結果 総括表（府立支援学校）

平成 25 年 8 月 30 日

1 対象となる教科書

附則第 9 条関係教科用図書選定資料に掲載されていない一般図書のうち、府立支援学校高等部が平成 26 年度使用教科書として選定したもの

※ 他の教科書については、右記の通り

		小中学部	高等部
文部科学省検定済教科書		選定資料作成時に小中学校課が確認済	高等学校課が確認
文部科学省著作教科書		支援教育課が確認済	
一般 図書	附則第 9 条関係教科用図書 選定資料掲載図書	選定資料作成時に支援教育課が確認（大阪府教科用図書選定審議会の答申に基づき、府又は市町村の指導主事を含む専門調査員が中心となり作成）	
	その他	(選定不可)	支援教育課が確認

2 対象教科書数 751 冊

3 調査時期 平成 25 年 8 月 19 日（月）～8 月 26 日（月）

4 調査員 府教育委員会事務局 11 人

5 調査の観点

1	特定の事項、事象、分野などに偏りがある、全体として調和がとれていない
2	特定の事柄を特別に強調し過ぎている、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。
3	特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれがある。
4	特定の個人、団体などの活動について、政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれがある、その権利や利益を侵害するおそれがある。
5	引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれていない。
6	人権尊重の観点から、偏見や差別意識を助長する表記・表現や挿絵・写真等の掲載がある。
7	実際に使用する際、教員や生徒に誤解を招く。

6 調査結果

課題があるものはなかった。

(参考) 一般図書の例

校種	発行者	教科書名
視覚	医道の日本	東洋医学臨床論あん摩マッサージ指圧編
聴覚	中災防	ガス溶接・溶断作業の安全
知的	大阪手をつなぐ育成会	ホームヘルパー養成講座テキスト(3級課程)
	中央法規出版	「働く」の教科書15人の先輩とやりたい仕事を見つけよう
	東洋館出版社	くらしに役立つ社会
	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」
肢体	ひさかたチャイルド	漢字えほん
	全日本手をつなぐ育成会	自立生活ハンドブック 11 ひとりだち
	成美堂出版	はじめてのえんぴつちょう
病弱	学研	新・学研の英語ずかん 4 巻 おもしろかいわひとくち表現集